

特定健康診査等実施計画の構成(案)

[本資料の趣旨]

特定健康診査・特定保健指導は平成 20 年度から実施することから、各保険者は平成 19 年度前半には「特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という）」を作成し、平成 19 年度末までに計画に沿った実施準備を進める必要がある。

このため、各保険者が「特定健康診査等実施計画」に記載すべき事項等は、国から「特定健康診査等基本指針(案)」として、詳細を本年 3 月に示す予定であるが、各保険者が来年度の作業の見通しを立て、必要な予算をとりまとめる上での参考になるよう、先行して情報提供するものである。

1. 法律で定められている範囲

医療保険者は「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条にて、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされている。

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2. 具体的な記載事項(案)

計画を作成する趣旨は、規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するためである。

法第 19 条第 2 項において、計画に記載すべき事項が大まかに示されているが、具体的には、次表のような項目について整理しておく必要があると考えられる。

なお、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施していくために最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理することが重要である。よって、体裁等が立派な計画書を作成する必要はなく、要点を押さえた簡素な計画で十分と考える。

法19条	記載すべき事項 (案)	主に定めるべき内容(案)
第2項 第二号	①達成しようとする 目標	● 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標
第2項 第一号	②特定健康診査等 の対象者	● 特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計
	③特定健康診査・ 特定保健指導の実 施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 ● 外部委託の有無や契約形態、外部委託者選定に当たっての考え方 ● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 ● 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 ● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 ● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第2項 第三号	④個人情報の保護	● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等
第3項	⑤特定健康診査等 実施計画の公表・ 周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 ● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第2項 第三号	⑥特定健康診査等 実施計画の評価及 び見直し	● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	